厚生労働省
群馬労働局

Press Release

厚　生　労　働　省
群 馬 労 働 局 発 表
平 成 29 年 12 月 1 日

【照会先】
群馬労働局労働基準部健康安全課
課　　長　佐　藤　　寿
課長補佐　大　友　　隆
産業安全専門官　塩　野　　泉
（電　話）　027-896-4736

平成 29 年（１月～10 月）の労働災害発生状況

― 死傷者数 1,684 人・死亡者数 15 人 ―

１　労働災害の発生状況（参考資料：「労働者死傷病報告受理件数表」「平成 29 年死亡災害事例」

群馬労働局管内における平成 29 年の労働災害による休業４日以上の死傷者数は、１月から 10 月までの累計で 1,684 人、そのうち死亡者数は 15 人となっています。

死亡者数の「事故の型別」による内訳では、「はさまれ・巻き込まれ」が５人であり、死亡者数全体の３分の１を占めています。

【昨年同期に比較した特徴】

- 死傷者数は 119 人減少　（昨年同期の 1,803 人より 6.6%減少）
- 死亡者数は１人増加　　（昨年同期は 14 人）
- はさまれ･巻き込まれによる災害の死亡者数は１人増加（昨年同期は４人）

２　労働災害の防止に向けた取組（参考資料：「年末年始無災害運動」「No more！墜落･転落災害」）

①平成 29 年度 年末年始無災害運動（12/15～1/15）

運動標語『 異常なし！ ダブルチェックで念入りに　年末年始もゼロ災害 』

- 作業前点検の実施、作業手順や交通ルールの遵守、非定常作業における安全確認の徹底、転倒への注意等の取組推進について、災害防止関係団体への要請等により周知・広報等を行います。

②死亡災害の防止について

頻発する死亡災害の動向･特徴を踏まえ、はさまれ災害の防止、一酸化炭素中毒の予防ほか労働災害防止対策の徹底等について、関係団体への緊急要請等をこれまでに行ったほか、12 月においては次の取組を実施します。

- 建設業における死亡災害が全国的に増加傾向（29 年 9 月末 212 人、前年同期比 20 人増）であることを踏まえ、「建設業における墜落･転落災害防止対策強化キャンペーン」（12/1～1/31）に合わせて、建設現場に対する監督指導を実施します。
- 群馬労働局管内において「はさまれ･巻き込まれ」による死亡災害が多発している現況を踏まえ、製造業の事業場を対象とする個別指導を実施します。

平成２９年　労働者死傷病報告受理件数表

平成29年10月末現在
群　馬　労　働　局

業種別＼署別	高崎	前橋	桐生	太田	沼田	藤岡	中之条	群馬局計	前年同期	増減
製造業	1 96	1 178	33	2 160	20	1 29	2	5 518	3 599	2 -81
食料品製造業	34	64	5	28	9	1 9	2	1 151	184	1 -33
鉱　業		2				1	1	4	2	2
建設業	53	1 48	14	33	1 10	5	1 12	3 175	3 172	3
木造家屋等建築工事	15	13	4	5		1	2	40	34	6
交通運輸・貨物取扱業	46	1 116	11	1 49	3	10	8	2 243	2 269	-26
道路貨物運送業	31	1 102	10	1 44	2	8	7	2 204	2 225	-21
林　業	1 7	1	9		2	1	3	1 23	1 22	1
上記以外の事業	194	255	1 46	1 123	49	2 23	31	4 721	5 739	-1 -18
卸売業・小売業	65	77	1 19	31	12	7	2	213	1 241	-1 -28
通　信　業	14	16	1	4	2	2	2	41	47	-6
医療保健業・ 社会福祉施設	43	57	12	22	9	7	6	156	127	29
旅館・ホテル業	3	9			4		5	21	26	-5
計	2 396	3 600	1 113	4 365	1 84	3 69	1 57	15 1,684	14 1,803	1 -119
前年同期	1 384	7 715	109	2 390	63	1 88	3 54	14 1,803		
増　減	1 12	-4 -115	1 4	2 -25	1 21	2 -19	-2 3	1 -119		

災害の種類別

災害の種類別・署別	高崎	前橋	桐生	太田	沼田	藤岡	中之条	群馬局計	前年同期	増減
転倒災害	72	122	24	74	19	13	15	339	495	-156
食料品加工用機械災害	8	7	2	4	2	1		24	28	-4
建設機械災害	4	6	1	5			2	18	16	2
クレーン・玉掛災害	16	10	1	9		1 1	1	1 38	28	1 10
外国人の災害	10	39	1	1 36		3		1 89	94	1 -5
公共工事の災害	9	1 9		2	3		1 6	2 29	1 36	1 -7
交通労働災害	22	1 44	8	2 18	5	1 6	1	4 104	3 102	1 2
荷主先災害	15	61	6	7		6	4	99	96	3

注１　この表は、死亡及び休業４日以上の労働者死傷病報告を集計しています。
　２　各項目の下欄は死傷者数合計、上欄は死亡者数で下欄の数の内数です。
　３　下の表は災害の種類別で、特に項目を設定して集計しています。

平成２９年死亡災害事例（建設業以外）

平成29年10月末現在
群馬労働局

番号	発生月 発生時間帯 労働者数	年齢 性別 職種	災害のあらまし	業種	事故の型別	起因物別
1	１月 11時頃 ４人	60歳代 男 作業員	太陽光発電設備設置のための造成工事現場において、立木の伐採作業に従事していた被災者が、胸高直径約３０㎝の伐倒木の下敷きになっているのを発見された。	その他の林業	崩壊･倒壊	立木等
2	１月 15時頃 ４人	50歳代 男 運転手	軽四貨物トラックを運転していた被災者が、対向車線のセンターラインオーバーの大型トラックと正面衝突した。	一般貨物運送業	交通事故（道路）	トラック
3	２月 ９時頃 ２８人	40歳代 男 修理工	自動販売機の修理のため、社用車のバンを運転し首都高速を走行中、前のトラックに視界を遮られ右側に車線変更したところ、すぐ右横にトラックが故障で停止しており、そのまま激突した。	機械修理業	交通事故（道路）	トラック
4	２月 ８時頃 ２８人	60歳代 男 作業者	午前７時頃からゴルフ場内の落葉の処理作業をトラクターで行っていたが、その後、行方が分からなくなり、翌日、池の中から遺体で発見された。	ゴルフ場	おぼれ	水
5	３月 19時頃 ４７人	50歳代 男 営業	営業担当であった被災者は、製品の納品や立会い業務等によって、恒常的な長時間労働、深夜労働、休日出勤となり、大動脈解離を発症し、死亡した。	その他の小売業	その他	起因物なし
6	４月 17時頃 ６０人	20歳代 男 作業者	工場内において、派遣労働者と２人でプレス（４００ｔ、クランクプレス）加工作業中、被災者が金型内に頭を入れている時、派遣労働者がプレスを起動させ、被災者が頭をプレス機にはさまれ、死亡した。	自動車・同付属品製造業	はさまれ・巻き込まれ	プレス機械
7	６月 13時頃 ６０人	40歳代 男 作業者	製造した機械装置のメンテナンスのため、同僚と２人で県外の客先へ出張し、調整作業中の機械装置に頭部をはさまれ、死亡した。	機械器具製造業	はさまれ・巻き込まれ	その他の一般動力機械
8	８月 ２時頃 ６８人	30歳代 男 作業者	被災者は、製品を自動倉庫（冷凍庫）内に入庫する作業中、走行してきた倉庫内に設置されていたスタッカークレーン（自動棚積み用）と冷凍庫出入り口の固定踏み台との間に身体をはさまれ、死亡した。	肉製品・乳製品製造業	はさまれ・巻き込まれ	クレーン
9	８月 ５時頃 31人	40歳代 男 運転手	荷の配送のため大型トラックで国道を走行中、交差点で大型トレーラーと衝突し重体となっていたが、約１ヶ月後に死亡した。	一般貨物運送業	交通事故（道路）	トラック
10	９月 11時頃 ２人	60歳代 男 警備員	国道歩道舗装工事現場近隣の別会社敷地内に駐車してあった無人トラックが逸走し、工事現場内の国道中央付近で一般車両の交通誘導をしていた被災者が、トラックに轢かれ死亡した。	警備業	交通事故（道路）	トラック

平成２９年死亡災害事例（建設業以外）

平成29年10月末現在
群馬労働局

番号	発生月 発生時間帯 労働者数	年齢 性別 職種	災害のあらまし	業種	事故の型別	起因物別
11	９月 10時頃 11人	50歳代 男 作業者	1人で設備の清掃、点検作業をしていた被災者が、ベルトコンベアーとホッパー先端に固定されている原料飛散防止用のゴムカバーの間に、首が挟まれた状態で発見された。死因は出血性ショック。	化学工業	はさまれ・巻き込まれ	コンベア
12	９月 10時頃 ５人	40歳代 男 作業者	被災者を含む５名で、空き地の除草作業を行っていたところ、乗用式草刈機を使用して作業を行っていた被災者が、草刈機の下敷きになっているところを発見され病院に搬送されたが、災害発生当日の午後４時30分頃死亡した。	農業	はさまれ・巻き込まれ	その他の一般動力機械

平成２９年死亡災害事例（建設業）

平成29年10月末現在
群馬労働局

番号	発生月 発生時間帯 店社人数・現場人数	年齢 性別 職種	災害のあらまし	発注者	事故の型別	起因物別
1	７月 15時頃 ５人	40歳代 男 鳶工	高速道路の橋梁補修工事で使用されていた、地上約33mの高さに設置されていたつり足場の解体作業中、足場用つりチェーンのクランプがはずれ、足場板が傾き、足場板の上に載っていた被災者が33m下の地面に墜落し死亡した。	民間	墜落・転落	足場
2	９月 ８時頃 35人	70歳代 男 作業員	高さ約10mに積まれた残土の上にドラグ・ショベルで上がり整地作業中、ドラグ・ショベルが土砂に埋まり傾き転倒し、被災者が運転席から投げ出されドラグ・ショベルの下敷きとなり死亡した。	公団	転倒	車両系建設機械
3	１０月 17時頃 ７人	60歳代 男 作業員	水力発電所の導水路の補修作業に伴い、内燃機関付高圧水洗浄機により、ずい道の内壁の洗浄作業を行っていたところ、内燃機関の発する一酸化炭素により意識を消失し、その後死亡した。	県	有害物等との接触	有害物

応援します 明日の安全・健康・快適職場
JISHA 中災防
中央労働災害防止協会 (中災防) ※お問い合わせは総務部 広報課
〒108-0014 東京都港区芝5-35-2 【TEL】03-3452-6449 【FAX】03-3453-8034
【ホームページ】 http://www.jisha.or.jp/ 【E-mail】koho@jisha.or.jp

年末年始の災害防止を徹底しよう!

年末年始は何かとあわただしく、生活のリズムも変わりやすい時期です。安全で健康に年末を締めくくり、新たな年をスタートできるよう安全衛生活動のポイントをいくつかご紹介します。

非定常作業時の災害を防ぐ!

年末年始は、大掃除などで一斉に設備を停止した上で点検や修理を行うなど、通常とは違った非定常作業が多くなります。特に「はさまれ・巻き込まれ」災害を防止しましょう。

《事前準備》

作業計画書の作成、作業の手順・方法の決定、必要な資格の確認。これらを協力会社や安全衛生担当部門など関係者が事前にリスクアセスメントも実施し調整。

《作業開始前ミーティング》

作業の進め方、合図の方法、禁止事項などを確認。残留リスクや危険予知実施に基づくリスク情報の確認と共有。必要な保護具の着用・確認。

1. 起動スイッチ等に施錠。複数人で作業する際は、複数の錠で施錠し、各作業者が自分のキーを持つ=ロックアウト。
2. 暗い場所は補助照明などにより、適正な照度を保つ。
3. 動力を遮断し（電源を切り）、機械設備を完全に停止させ、操作盤等の近くに「点検中のため起動厳禁」などの表示をする。
4. チェックリストなどを使って漏れなく点検。指差し呼称で手順や安全の状態などを確認。

作業中に不測の事態が生じたら、作業を中断し、作業指揮者に報告。

合図は大きな声でハッキリと決められた方法で。

《作業が終了したら》

- 作業のため無効にした安全装置、取り外した安全カバーなどは、元に戻す。
- 作業場を整理・整頓。
- ヒヤリ・ハット情報などがあれば、作業指揮者に報告。

冬季の安全運転

交通事故の死者数、発生件数、負傷者数は年の後半に多くなる傾向にあり、いずれもピークは 12 月となっています。

●冬季の運転のポイント、例えば…

【出発前の準備】

- 目的地方面の交通情報や降雪等気象情報を収集。
- タイヤの磨耗状態、燃料の補給、タイヤチェーンの使い方を事前に確認。冬用タイヤでも走行困難なことがあるため、タイヤチェーンは必ず携行する。

【「急」のつく運転を避ける】

- 急ハンドル／急ブレーキ／急発進などはスピンやスリップの原因。

【凍結しやすい場所に注意】

- 橋の上、日の当たらない道路、交差点やカーブの手前などは凍結しやすいので、あらかじめスピードを落として徐行運転をする。

脚立作業のポイント

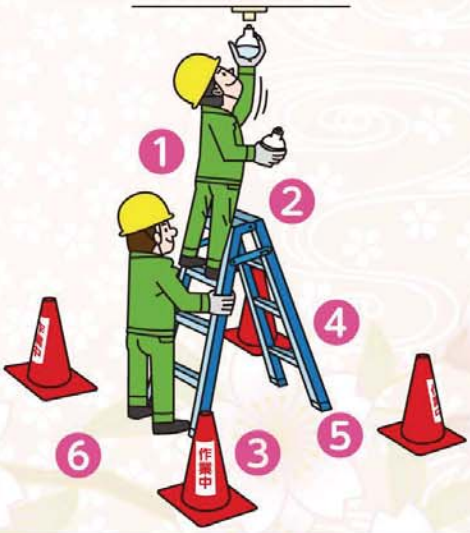

1 ●天板の上に乗らない。 ●脚立にまたがらない。
●物を持ちながら昇降しない。

2 ●天板から2段目以下で作業し、足を軽く開いて、足や腰を軽く天板に当てると安定する。

3 ●周囲に「作業中」など注意喚起の表示をする。

4 ●脚立は原則として、2m未満のものを使う。

5 ●脚部に滑り止めの付いている脚立を使用し、開き止め金具を確実にロックする。

6 ●水平で段差のない、安定した箇所に設置する。

転倒災害の防止のために

労働災害で最も多いのが「転倒」です。*
転倒災害を防ぐため、職場に危険な箇所がないか、通路の安全が確保されているか、チェックしましょう。

例えば…

- □ 床や通路の凹凸は補修または保護カバーをしているか
- □ 階段の滑り止めは外れていないか
- □ 通路や出入り口、曲がり角、エレベーター前、階段などに物が置かれていないか
- □ 床のゴミ、油、水をすぐ拭き取るようにしているか
- □ 床をはうコード類にカバーが付いているか
- □ 安全な踏み台、はしご、脚立は整備されているか
- □ スイッチ、消火器、非常口の前に物が置かれていないか
- □ 物のはみ出しや頭上に障害物はないか

＊平成 28 年の統計。厚生労働省「労働者死傷病報告」より

「年末年始無災害運動」関連 中災防図書・用品

ポスター

用品

図書

ご購入はコチラ

http：//www.jisha.or.jp/order/index.php
TEL 03-3452-6401 FAX 03-3452-2480

平成29年度 年末年始無災害運動実施要領

1 趣　旨

年末年始無災害運動は、働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるよう、事業場等の取組促進を図る趣旨で、昭和46年から厚生労働省の後援のもと中央労働災害防止協会が主唱する運動で、本年で47回目を迎える。

わが国の労働災害は、長期的には減少傾向をたどり、平成28年は死亡者数が過去最少となったものの、死傷者数は前年を上回った。また平成29年上期も、死亡者数は前年同期比1.3%減となったが、死傷者数は同1.2%増で推移している。特に、陸上貨物運送事業は死亡災害、死傷災害とも前年同期を上回り、第三次産業での死傷災害も依然として増加傾向にある。

この背景には、非正規労働者など現場経験の浅い労働者の増加、高年齢労働者の増加などに加え、長時間の労働、若者を中心とした危険感受性の低下、さらには機械設備の老朽化など、多様な事象があると考えられている。

一方、健康面では、義務化されたストレスチェックの実施と効果的な運用によるメンタルヘルス対策の強化、化学物質のリスクアセスメントの実施、腰痛予防対策や熱中症予防対策の充実などに対して、より適切な対応が必要となっている。

職場の安全と健康を確保するためには、経営者、労働者双方が改めて安全衛生意識を高め、経営トップの強い決意のもとで安全衛生活動の総点検を行い、安全衛生管理体制の見直し、安全衛生教育の徹底を図ることが必要である。

とりわけ、年末年始は慌ただしい中での大掃除や機械設備の保守点検・始動等の作業が多くなるほか、積雪や凍結による転倒等の危険が増す。また、日ごろ行っている確認作業が不十分になったり、怠ったりすることでミスや事故が生じる可能性が高まる。各事業場、職場においては、作業前点検の実施、作業手順や交通ルールの遵守、非定常作業における安全確認の徹底、保護具等の点検の実施、転倒等への注意、労働者の健康状態の確認などに努めることが普段にも増して重要となる。

このような状況を踏まえ、本年度の年末年始無災害運動は、

「異常なし！　ダブルチェックで念入りに　年末年始もゼロ災害」

を標語として展開することとする。

2 実施期間

平成29年12月15日から平成30年1月15日までとする。

3 運動標語

「異常なし！　ダブルチェックで念入りに　年末年始もゼロ災害」

4 主唱者

中央労働災害防止協会

5 後援

厚生労働省

6 実施者

各事業場

7 主唱者の実施事項

❶機関誌、ホームページ等を通じての広報
❷報道機関等を通じての周知
❸リーフレット等の制作および配布
❹小冊子、ポスター、のぼり等の頒布

8 事業場の実施事項

❶経営トップによる安全衛生方針の決意表明
❷リスクアセスメントおよび労働安全衛生マネジメントシステムの導入・定着
❸ストレスチェック結果等を活用したメンタルヘルス対策・過重労働対策の推進
❹ＫＹ（危険予知）活動を活用した非定常作業における労働災害防止対策の徹底
❺機械設備に係る一斉検査および作業前点検の実施
❻火気の点検、確認等火気管理の徹底
❼安全保護具・労働衛生保護具の点検と整備
❽はさまれ・巻き込まれ災害の防止対策の徹底
❾交通労働災害防止対策の推進
❿安全衛生パトロールの実施
⓫化学物質のリスクアセスメントの実施を含めた化学物質管理の徹底
⓬年末時期の大掃除等を契機とした５Ｓの徹底
⓭年始時期の作業再開時の安全確認の徹底
⓮転倒防止、腰痛予防、受動喫煙防止の対策の推進
⓯健康的な生活習慣（睡眠、飲酒）に関する健康指導の実施
⓰インフルエンザ等感染症予防対策の徹底
⓱自然災害等に伴う復旧・復興工事等における労働災害防止対策
⓲安全衛生旗の掲揚および年末年始無災害運動用ポスター、のぼり等の掲示
⓳その他安全衛生意識高揚のための活動の実施

最新の安全衛生情報を配信！
無料
中災防メルマガ会員募集中
詳しくは 中災防メールマガジン 検索

賛助会員募集中！
研修会割引、定期刊行物・週間見本品の送付、専用サイトの利用

No more！ 墜落・転落災害 ＠建設現場

平成29年秋以降、**建設業における死亡災害が前年に比べて10%以上増加！**
また、**死亡災害のうち約45%が墜落・転落災害です！**

「 建設業における墜落・転落災害防止対策強化キャンペーン 」実施！

平成29年12月１日（金）～ 平成30年１月31日（水）

厚生労働省では、災害の多い年末年始に取り組んでいただいている「年末・年始の無災害運動期間」に合わせて、「建設業における墜落・転落災害防止対策強化キャンペーン」を展開します。
期間中、建設現場における墜落・転落防止対策に重点的に取り組みますので、各建設現場においても、元請・下請の皆さまが一丸となって、墜落・転落災害防止対策を推進しましょう！

【建設業における労働災害の発生状況】

図１　死亡災害の事故の型別内訳（平成28年）

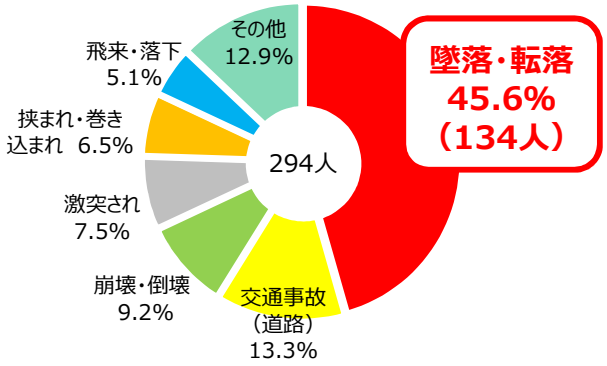

図２　墜落・転落災害の発生箇所（平成28年）

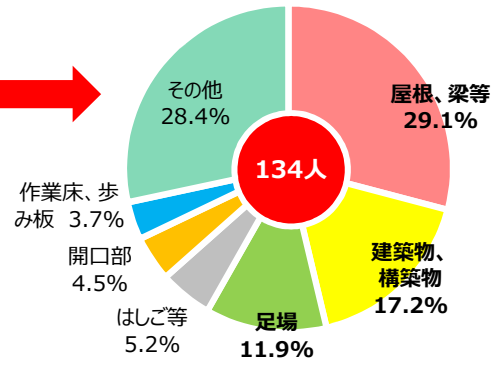

建設現場では、a ～iの実施事項（基本事項）を要確認

それぞれの事項を確認して、□にチェック!
※裏面も参照してください。

□	**a. 作業床の設置**	高さ２ｍ以上の高所作業においては、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けましょう。
□	**b. 手すり等の設置**	高さ２ｍ以上の作業床の端、開口部等には、手すり、囲い等を設けましょう。
□	**c. 安全帯の使用**	梁上の作業など作業床や手すり等の設置が困難なとき、荷の揚げ降ろし等で手すり等を一時的に開放するときは、安全帯を使用させましょう。
□	**d. 踏み抜き防止措置**	スレート屋根等の上での作業では、歩み板、防網等を設けましょう。
□	**e. 足場からの墜落防止措置**	足場（一側足場を除く）には、足場の種類に応じて、手すり、中さん等の墜落防止措置を講じましょう。
□	**f. 足場の点検の実施**	毎日の作業の開始前や足場の組立て、変更時には、事前に足場の安全点検を実施しましょう。
□	**g. 作業主任者の選任**	高さ５ｍ以上の足場の組立て・解体等の作業を行うときは、作業主任者を選任しましょう。
□	**h. 特別教育の実施**	足場の組立て・解体等の作業に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し特別教育を実施しましょう。
□	**i. 安全衛生教育**	労働者を雇い入れたときは、安全帯の不使用など不安全行動が生じないよう、墜落・転落防止のための教育を行いましょう。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

墜落・転落災害防止の更なる取組を！！

墜落・転落災害を防止するためには、法令に定める措置（表面に記載したａ～ｉの基本事項）を講ずるだけでなく、より安全な作業環境を形成していくことが重要です。
「墜落・転落災害防止対策強化キャンペーン」を契機として、以下に示す取組も進めていきましょう。

本足場を設置していても「より安全な措置」等に取り組みましょう

安全性が高い本足場であっても、墜落・転落災害は少なからず発生しています。
災害の例としては、①荷の上げ下ろしのために足場に一時的な開口部を設けたところ、そこから墜落した、②筋交いの隙間や中さんの下方から身を乗り出した際に墜落した、③足場の組立・解体時に、手すり等のない足場最上部から墜落した、など多岐にわたっています。

本足場を設置することで、高所作業の安全性は高まりますが、それだけでは完全に墜落・転落災害を防止することはできません。このため、**厚生労働省では、足場からの墜落・転落災害の防止のための「より安全な措置」等として、以下の３点を推奨しています。**

１：上さん・幅木などの設置

○ わく組足場の場合
・法定の措置に加え「上さん」を設置すること。
・「手すり先行専用型足場」を設置すること。
○ わく組足場以外の足場の場合
・法定の措置に加え「幅木」を設置すること。

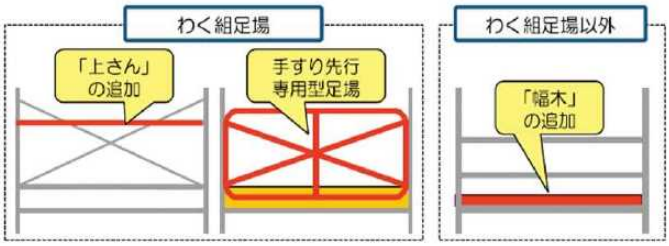

２：手すり先行工法、及び「働きやすい安心感のある足場」の採用

「手すり先行工法等に関するガイドライン」※に基づいた手すり先行工法による足場の組立等を行うとともに、働きやすい安心感のある足場を設置すること。※厚生労働省ホームページに掲載。

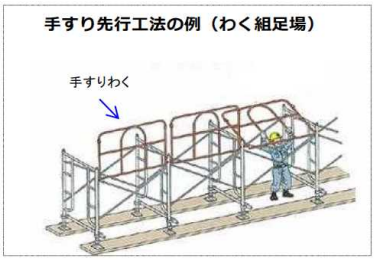

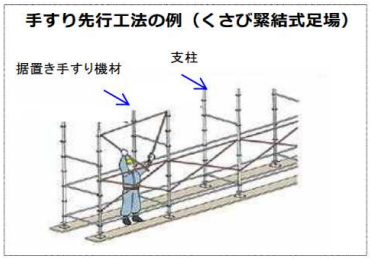

３：足場等の安全点検の確実な実施

足場の組立て・変更時等の点検は、十分な知識・経験がある者によって、チェックリスト※に基づいて行うこと 。

※厚労省ホームページに掲載「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱（別添：「より安全な措置」等について）」
http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyokuanzeneiseibu/0000088456.pdf

その他（はしご・脚立、屋根の上など）の防止対策もご確認ください

はしご・脚立等からの墜落・転落災害防止対策

はしご、脚立等からの墜落・転落災害は、特に高齢者で多くなっています。はしごからの墜落・転落災害の防止は、**はしごと地面の角度が75°となるように、はしごを上方で固定することが安全使用の基本**となります。※詳細は、厚労省ホームページに掲載の資料「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」参照（www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/.../170322-1.pdf）。

屋根の上などでの墜落・転落災害防止対策

狭い敷地等にある家屋の屋根上における作業等では、足場の設置が困難な場合があります。このような作業では、**親綱を屋根下方から張り、屋根上で安全帯を使用できるようにする**ことで墜落・転落災害の防止を図ることができます。 ※詳細は、厚労省ホームページに掲載の資料「墜落防止のための安全設備設置の作業標準マニュアル」を参照（www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/.../140526-1-0.pdf）。